

議案第 21 号

羽曳野市地域包括支援センターの職員等に関する基準等を  
定める条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市地域包括支援センターの職員等に関する基準等を定める条例の一部を改正  
する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 2 月 27 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)の一部改正に伴い、地域包括支援センターに配置すべき主任介護支援専門員の定義を変更する必要性が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市地域包括支援センターの職員等に関する基準等を  
定める条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市地域包括支援センターの職員等に関する基準等を定める条例(平成 27 年羽曳野市条例第 15 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者」を「第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

羽曳野市地域包括支援センターの職員等に関する基準等を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>(職員の員数)</p> <p>第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 66 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1 人</p> <p>2 省略 以下省略</p>	<p>(職員の員数)</p> <p>第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 68 第 1 項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)その他これに準ずる者 1 人</p> <p>2 省略 以下省略</p>